

介護職員初任者研修 受講料及び教材費の一部を助成します(個人用)

大館市では、介護職に従事する人材の確保と定着を図るため、一定期間以上市内の介護施設等で就労することを条件に、介護職員初任者研修の受講料及び教材費を助成します。

介護職員初任者研修受講者支援事業

個人に対する助成

1.助成対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 申請日において、市内に住所を有している方
- (2) 介護職員初任者研修課程を修了し、市へ助成金の申請手続きを行った後、4か月以上継続して市内の※1介護事業所等に就労予定の方
- (3) 申請日において「市税・国民健康保険税」を滞納していない方

2.助成額

介護職員初任者研修の受講料及び教材費の半額（上限60,000円）
(※100円未満の端数は切り捨てとし、追試等の費用や分割払の手数料は除きます。)

高校生に対する助成

1.助成対象者

当該研修修了時において市内の高校に在学している方、または市内に住所を有している方

2.助成額

介護職員初任者研修の受講料及び教材費の全額
(※100円未満の端数は切り捨てとし、追試等の費用や分割払の手数料は除きます。)

(注意)申請の締め切りは、

初任者研修を修了した年度内または翌年度内となります。

◎留意点

ア. 助成申請には、介護職員初任者研修課程修了証の写しと受講料及び教材費の領収書の写しが必要です。

イ. 高校生の場合は、学生証の写し、または卒業した場合は卒業証書の写しが必要です。

ウ. 市内の介護施設等での就労の形態は問いません。（常勤でも非常勤でも可）

エ. 助成対象となる介護事業所等は、下記のとおりです。

※1介護事業所等とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定を受け、法第8条第1項の居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）若しくは同条第14項の地域密着型サービスを行う事業所、同条第27項の介護老人福祉施設、同条第28項の介護老人保健施設、法第8条の2第1項の介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）若しくは同条第12項の地域密着型介護予防サービスを行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所をいう。

お問い合わせ
大館市福祉部
長寿課 高齢者福祉係
Tel 43-7056

大館市介護職員初任者研修受講者支援事業の流れ

